

法

食品営業許可書

新潟県 芝保 第 3002-320 号
平成 31 年 2 月 27 日

申請者住所 新発田市下小中山 1 1 1 6 - 2 4

氏 名 板垣 一寿 様

新潟県新発田保健所長 阿部 俊幸

平成 31 年 2 月 25 日付けで申請のあった食品営業については、食品衛生法
第 5 2 条の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 営業所所在地 新発田市下小中山 1 0 2 4 - 1 5
- 2 営業所の名称、
屋号又は商号 山岳手打そば 一寿
- 3 許可事項

営 業 の 種 類	許 可 の 条 件
飲食店営業 (一般食堂)	
以下余白	
許可の有効期間	平成 31 年 5 月 1 日から 平成 36 年 4 月 30 日まで

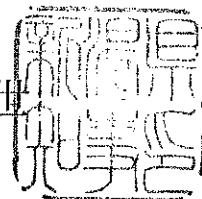
ふぐ処理責任者認定証

氏名 板垣 一寿
生年月日 1958年1月30日生まれ
認定番号 新潟県 第1522025号

上記の者をふぐ処理責任者として認定したことを証する。

令和4年12月1日

新潟県知事 花角 英世



令和4年度新潟県ふぐ処理責任者認定試験合格通知書

板垣 一寿 様

令和4年度新潟県ふぐ処理責任者認定試験に合格したことを通知
します。

「新潟県ふぐ処理責任者認定証」が交付されましたので、同封い
たします。

令和4年12月9日

公益社団法人 新潟県食品衛生協会

会 長 小 熊 正

